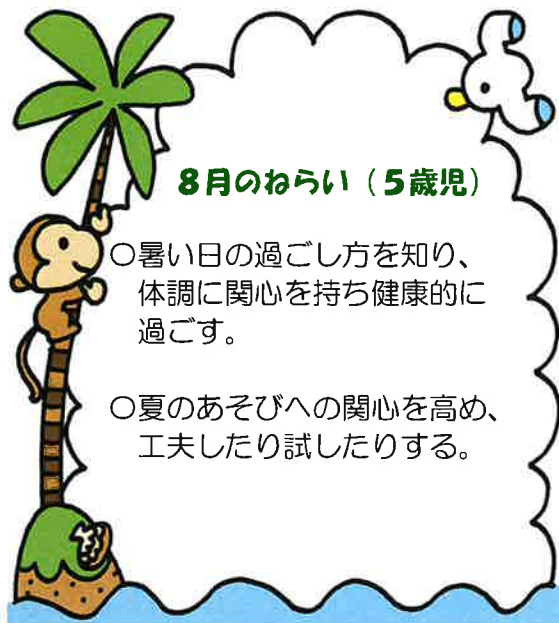




園だより

R7. 8. 1 幼保連携型認定こども園 沼館 保育園

毎日暑い日が続く中、元気いっぱいプール遊びを楽しむ姿や、夏祭りに向けて太鼓の音を響かせる姿に、子ども達のエネルギーを感じ嬉しくなります。げんきっず畑での活動では、収穫したナスやピーマン、キュウリなど嬉しそうに「おねがいします！」と調理室に届け給食時に味わっている様子から、健康な心と体につながる食育の大切さを改めて感じています。今後も暑さが厳しくなりますが、子ども達と夏の暑い日の過ごし方を考えながら、毎日のプール遊びを楽しみ丈夫な体作りを目指していきたいと思います。夏バテしないように、生活リズムを整えバランスの良い食事を摂りながら、暑い日を楽しんでいきましょう。



8月のわらい (5歳児)

○暑い日の過ごし方を知り、体調に関心を持ち健康的に過ごす。

○夏のあそびへの関心を高め、工夫したり試したりする。

今月の防災教育

【安全の日】 **ねらい** …◎夏の交通安全に留意する。
《交通安全・生活安全》 暑さによる注意・集中力の低下に伴う事故の危険性について知る。

◎花火の安全な遊び方を知る。
実施方法 …◎ポスターを見ながら交通安全について話し合い、事故防止の意識を高める。
◎紙芝居を見て、花火の安全な遊び方を知る。

【避難訓練】 **ねらい** …◎放送を聞き、ハンカチ等で口・鼻を覆い速やかに避難する。
《火災想定》

実施方法 …◎自由あそび中に火災発生の放送を聞き指示に従い、内履きのまま園庭に避難する。

7月8日 不審者対応避難訓練
横手警察署・雄物川駐在所のご協力により



い・か・の・お・す・し

護身術



保育園に不審者が侵入したことを想定した訓練。子ども達の安全を守る為、暴れる不審者を取り押さえるまでの流れを実際に行いました。その後、子ども達に大事な命を守る為にどうしたら良いかなどお話をいただき「い・か・の・お・す・し」の合言葉を再確認しました。真剣な表情で聞く子ども達でした。

ドンドン！ドドドーン！もうすぐ夏まつり！



夏祭りに向け、それぞれのクラスではお神輿やうちわの制作を行い、年長さん年中さんは太鼓の練習も始まりました。最初に太鼓の音を聞くと、胸のところに響くと話した子もいて、みんなで元気な音を響かせよう！と、ワクワクした表情で取り組んでいました。本番どうぞお楽しみに！

親の会役員の皆様、夏の交通安全運動期間、門扉前での街頭指導ありがとうございました。夕涼み夏まつりのお手伝い、8/9 (土) の第2回親の会役員会も、どうぞよろしくお願い致します。

8月の行事予定

日	月	火	水	木	金	土
					1 安全の日	2 夏祭り夕涼み会
3	4 避難訓練 (火災)	5	6 雄物川小学校 教諭 保育体験	7 クッキング (もも組以上によるカレー作り)	8 は・は・は祭り (年長児参加)	9 ・第2回 親の会役員会 ・小学生との交流 ・なかよし広場
10	11 山の日	12	13 お盆	14 お盆	15 お盆	16 お盆
17	18	19	20	21	22	23 なかよし広場
24 31	25	26	27 身体計測	28 誕生会	29	30

お知らせとお願い

★ 小学校教諭保育体験 (雄物川小学校との連携)

保育園から小学校の接続が円滑に行われることを目的として、小学校教諭が保育体験をします。今年度は8月6日(水)に、雄物川小学校1年2組 伊藤由布子先生が来園します。(6月12日(木)にはひまわり組担任の松渕宏美が雄物川小学校にて、一日学校体験をしました。)

★ クッキング (カレー作り) について

8月7日(木) げんきっず畑で収穫したじゃがいもを使って、カレー作りをします。もも組以上の園児はエプロン・バンダナの用意をお願いします。爪も短く切っておきましょう。

★ は・は・は祭り 年長児の参加について

8月8日(金) は・は・は祭りのオープニングに年長児が出演し、遊戯を2曲披露する予定です。配布している手紙で詳細をご確認の上、地域局へ集合して下さい。

★ お盆期間中の保育について

お盆期間13日(水)～16 (土) …午前7:30～午後6:00 ※18日(月)から平常保育です。
☆8/11日から8/20まで、1号認定児は夏休みになります。

★ 9月の行事のお知らせ

9月27日(土) 運動会 場所…中央公園 時間…午前中 たんぽぽ組以上が参加します。
ひよこ組・ことり組は運動会に参加する兄弟がいる園児のみ運動会終了まで保育致します。

～横手市子育て支援課からのお知らせ～

横手市では、独自に保育料助成制度を拡充し、令和7年4月からすべての世帯で保育料を無償にしています。9月以降の保育料については、引き続き無償となりますが、令和7年度の市町村民税課税額(令和6年中の所得に基づく課税額)により算定を行いますのでお知らせいたします。算定した結果は、9月中のお知らせを予定しております。なお、保育の必要性に変更が生じる場合(仕事を辞めた、産休・育休を取得する等)は、手続きが必要となります。(問い合わせ: 子育て支援課)